

自然災害の発生、指定感染症等の流行、その他不測の事態の特則

■本特則の位置づけ

本特則は「挙式・披露宴会場における改訂モデル約款」（以下、「本約款」といいます。）第12条第3項に基づく別紙であり、お客様の挙式・披露宴が地震、台風、大雨、水害等の自然災害の発生（以下、「自然災害の発生」といいます。）や新型インフルエンザやコロナウイルス等感染症の大流行（以下、「指定感染症等の流行」といいます。）、その他不測の事態によって、開催の可否に疑義が生じた場合の取扱いを定めたものです。

■自然災害の発生、指定感染症等の流行、その他不測の事態に対する特則条文

第1条 [基本的な考え方]

自然災害の発生、指定感染症等の流行、その他挙式・披露宴開催の可否に疑義が生じた際には、本約款上の規定にかかわらず、本特則の規定が適用されます。本特則はお客様、参列者及び当会場スタッフの生命及び身体の安全確保を目的に設定されたものですので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

第2条 [自然災害の発生、指定感染症等の流行に関する本特則適用の判断基準と取扱い]

お客様の挙式・披露宴の開催日時が、自然災害の発生、指定感染症等の流行が以下のいずれかの条件（以下、「判断条件」といいます。）を満たした場合に、本特則が適用されます。

- ① 台風等の接近に伴い、気象庁より、施設の所在地を対象に警戒レベル4に相当する防災気象情報が発表された場合（自然災害のうち台風等危険が予測できる災害）
- ② 自然災害発生による被害の発生（施設の損壊に限られません。）、又は予知警報等を受け、施設の場所、交通条件、周辺環境又は開催時間等を踏まえ、円滑かつ安全な挙式・披露宴の開催に支障をきたす場合
- ③ 指定感染症等の流行に対し、国が定める法令や自治体の条例等に基づき、施設の利用に対する休業又は休業に準ずる要請・指示・命令等が出た場合

2 判断条件のいずれかを満たした場合の取扱いは、以下のとおりといたします。

- ① 前項において挙式・披露宴の開催が不可能と当会場が判断した場合は、開催日程を変更することとし、予定日の挙式・披露宴は中止されます。お客様は当会場がお示しする候補日の中から、会場が指定する期日までに新たな開催日程をご指定下さい。
- ② 日程変更がなされた場合には、本約款第7条の規定にかかわらず、既に発注、その他手配が完了している別表の商品等を除き、お客様に日程変更料のご負担は生じません。
ただし、別表の商品において日程変更後も利用できるものは除きます。
- ③ お客様が、会場が指定する期日までに新たな変更日を指定せず、又は指定した後に本契約を解約する場合には、本契約は終了し、お客様には本約款第6条及び第7条により算出される解約料を減額した金額をご負担いただきます。

- 3 当会場は、国や自治体の協力依頼や業界が定めるガイドラインが発出される場合には、事前にお客様にご説明の上、これに沿った挙式・披露宴を実施いたします。
- 4 判断条件を満たしていなくても、指定感染症等の流行の条件を満たす見込みが高まったと当会場が判断した場合には、事前にお客様にご説明の上、以下の各事項その他の必要な対応を実施することができるものとします。
 - ・施設スタッフによるサービス提供時のマスク着用
 - ・お客様及び参列者に対しての手洗い及び消毒の推奨
 - ・来館者への検温の実施、発熱者の入館の拒否又は退去の依頼
 - ・その他施設内の衛生環境維持に必要な措置

第3条 [その他]

前条に直接該当しなくとも、自然災害の発生、指定感染症等の流行、その他不測の事態等によって挙式・披露宴の開催に支障をきたすと当会場が判断した場合には、前条の規定に準じた取扱いを決定し、該当するお客様に対して協議の上、実施いたします。それ以外の場合は、本約款の規定が適用されます。

■運用に当たっての注意

- 1 約款はお客様に読みやすくし、当会場でも説明しやすくするため、その文字サイズについては最小10.5ポイント以上とすること。このため、1ページ以内に約款内容の全体を収めることにこだわらないこと。
- 2 本特則は、あくまでもモデルであることから、これを参考に特則の適用基準、日程変更等の条件等をあらかじめ定め記載すること。
- 3 契約時には、約款とともに納得されるまでご説明すること。
- 4 本特則における「指定感染症等」とは、以下のように定義している。

指定感染症等とは：

令和3年3月3日改正の感染症法に分類されている「指定感染症」に加え、「新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症）」、「新感染症」を指します。